

飛驒市告示第93号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり平成26年第3回  
飛驒市議会定例会を招集する。

平成26年6月2日

飛驒市長 井上久則

記

- 1 日 時 平成26年6月9日（月） 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

平成26年第3回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年6月9日 午前10時00分開議

| 日程番号 | 議案番号   | 事 件 名                                     |
|------|--------|---|
| 第1   |        | 会議録署名議員の指名                                |
| 第2   |        | 会期の決定                                     |
| 第3   | 報告第3号  | 平成25年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について               |
| 第4   | 報告第4号  | 平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について         |
| 第5   | 報告第5号  | 平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について        |
| 第6   | 報告第6号  | 損害賠償の額の決定について                             |
| 第7   | 報告第7号  | 飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について                     |
| 第8   | 報告第8号  | 株式会社ねとかわいの決算報告(第16期)について                  |
| 第9   | 報告第9号  | 株式会社飛騨まんが王国の決算報告(第16期)について                |
| 第10  | 報告第10号 | 株式会社季古里の決算報告(第13期)について                    |
| 第11  | 議案第54号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて               |
| 第12  | 議案第55号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて               |
| 第13  | 議案第56号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて               |
| 第14  | 議案第57号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて               |
| 第15  | 議案第58号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて               |
| 第16  | 議案第59号 | 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第17  | 議案第60号 | 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 第18  | 議案第61号 | 飛騨市ふるさとエントランス施設条例の一部を改正する条例について           |
| 第19  | 議案第62号 | 飛騨市税条例等の一部を改正する条例について                     |
| 第20  | 議案第63号 | 飛騨市指定金融機関の指定の変更について                       |

| 日程番号 | 議案番号   | 事 件 名                                 |
|------|--------|---------------------------------------|
| 第21  | 議案第64号 | 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について               |
| 第22  | 議案第65号 | 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について              |
| 第23  | 議案第66号 | 字区域の変更について(河合町有家Ⅲ地区)                  |
| 第24  | 議案第67号 | 字区域の変更について(宮川町打保Ⅸ地区)                  |
| 第25  | 議案第68号 | 字区域の変更について(神岡町吉田Ⅳ地区)                  |
| 第26  | 議案第69号 | 市道路線の廃止について                           |
| 第27  | 議案第70号 | 市道路線の認定について                           |
| 第28  | 議案第71号 | 平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)              |
| 第29  | 議案第72号 | 平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)        |
| 第30  | 議案第73号 | 平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)          |
| 第31  | 議案第74号 | 平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)       |
| 第32  | 議案第75号 | 平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号) |
| 第33  | 議案第76号 | 平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)       |
| 第34  | 議案第77号 | 平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)     |
| 第35  | 議案第78号 | 平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)          |
| 第36  | 議案第79号 | 平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)            |
| 第37  | 議案第80号 | 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)      |

## 本日の会議に付した事件

|       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                                |
| 日程第2  |        | 会期の決定                                     |
| 日程第3  | 報告第3号  | 平成25年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について               |
| 日程第4  | 報告第4号  | 平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について         |
| 日程第5  | 報告第5号  | 平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について        |
| 日程第6  | 報告第6号  | 損害賠償の額の決定について                             |
| 日程第7  | 報告第7号  | 飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について                     |
| 日程第8  | 報告第8号  | 株式会社ねっとかわいの決算報告(第16期)について                 |
| 日程第9  | 報告第9号  | 株式会社飛騨まんが王国の決算報告(第16期)について                |
| 日程第10 | 報告第10号 | 株式会社季古里の決算報告(第13期)について                    |
| 日程第11 | 議案第54号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて               |
| 日程第12 | 議案第55号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて               |
| 日程第13 | 議案第56号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて               |
| 日程第14 | 議案第57号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて               |
| 日程第15 | 議案第58号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて               |
| 日程第16 | 議案第59号 | 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第60号 | 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第18 | 議案第61号 | 飛騨市ふるさとエントランス施設条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第19 | 議案第62号 | 飛騨市税条例等の一部を改正する条例について                     |
| 日程第20 | 議案第63号 | 飛騨市指定金融機関の指定の変更について                       |
| 日程第21 | 議案第64号 | 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第22 | 議案第65号 | 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第23 | 議案第66号 | 字区域の変更について(河合町有家Ⅲ地区)                      |
| 日程第24 | 議案第67号 | 字区域の変更について(宮川町打保Ⅱ地区)                      |
| 日程第25 | 議案第68号 | 字区域の変更について(神岡町吉田Ⅳ地区)                      |
| 日程第26 | 議案第69号 | 市道路線の廃止について                               |
| 日程第27 | 議案第70号 | 市道路線の認定について                               |
| 日程第28 | 議案第71号 | 平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)                  |
| 日程第29 | 議案第72号 | 平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)            |
| 日程第30 | 議案第73号 | 平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)              |
| 日程第31 | 議案第74号 | 平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)           |
| 日程第32 | 議案第75号 | 平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)     |
| 日程第33 | 議案第76号 | 平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)           |
| 日程第34 | 議案第77号 | 平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)         |
| 日程第35 | 議案第78号 | 平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)              |
| 日程第36 | 議案第79号 | 平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)                |
| 日程第37 | 議案第80号 | 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)          |

○出席議員(16名)

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 前 | 川 | 文 | 博 |
| 2番  | 中 | 嶋 | 国 | 則 |
| 4番  | 洞 | 口 | 和 | 彦 |
| 5番  | 野 | 村 | 勝 | 憲 |
| 6番  | 後 | 藤 | 和 | 正 |
| 7番  | 福 | 田 | 武 | 彦 |
| 8番  | 菅 | 沼 | 明 | 彦 |
| 9番  | 内 | 海 | 良 | 郎 |
| 10番 | 森 | 下 | 真 | 次 |
| 11番 | 高 | 原 | 邦 | 子 |
| 12番 | 谷 | 口 | 充 | 希 |
| 13番 | 天 | 木 | 幸 | 子 |
| 14番 | 葛 | 谷 | 寛 | 男 |
| 15番 | 山 | 下 | 博 | 徳 |
| 16番 | 池 | 田 | 寛 | 文 |
| 17番 | 籠 | 山 | 恵 | 一 |

○欠席議員(1名)

|    |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|
| 3番 | 田 | 中 | 清 | 安 |
|----|---|---|---|---|

○説明のため出席した者の職氏名

|           |   |   |   |   |
|-----------|---|---|---|---|
| 市長        | 井 | 上 | 久 | 則 |
| 副市長       | 白 | 川 | 修 | 平 |
| 教育長       | 山 | 本 | 幸 | 一 |
| 会計管理者     | 野 | 村 | 重 | 昭 |
| 総務部長      | 小 | 倉 | 孝 | 文 |
| 財政課長      | 野 | 村 | 久 | 徳 |
| 教育委員会事務局長 | 石 | 腰 |   | 豊 |
| 企画商工観光部長  | 水 | 上 | 雅 | 廣 |
| 環境水道部長    | 柏 | 木 | 雅 | 行 |
| 市民福祉部長    | 谷 | 澤 | 敦 | 子 |
| 農林部長      | 藤 | 井 | 義 | 昌 |
| 基盤整備部長    | 川 | 瀬 | 智 | 彦 |
| 消防長       | 沢 | 之 |   | 光 |
| 病院管理室長    | 川 | 上 | 清 | 秋 |

○職務のため出席した事務局員

|        |    |    |
|--------|----|----|
| 議会事務局長 | 東  | 佐藤 |
| 書記     | 竹原 | 司香 |

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

◎議長（菅沼明彦）

本日の欠席議員は3番、田中清安君であります。それでは、ただ今から平成26年第3回飛騨市議会定例会を開きます。一言ご挨拶申し上げます。今ほどは森下議員、高原議員、本当におめでとうございます。今回の議会から東事務局長、また菅沼議長が初めての定例会でございます。皆さまのご協力をお願いしたいことと、それから今日の昼、ガラコンサートをこの議会堂で開催しますので、大体11時50分をめぐり、もし終われば終わりたいと思いますのでご協力のほどお願い申し上げます。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（菅沼明彦）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により4番、洞口和彦君、5番、野村勝憲君を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（菅沼明彦）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月9日から6月25日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月9日から6月25日までの17日間と決定いたしました。

◆諸般の報告

◎議長（菅沼明彦）

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願、陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等整理簿のとおりでございます。請願につきましては、所管の産業常任委員会に付託いたしますので併せて報告いたします。

議長活動報告および監査委員からの例月現金出納検査の結果についての報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（菅沼明彦）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。本日、平成26年第3回飛騨市議会定例会が開催をされまして、6月25日までの17日間にわたり数多くの案件につきましてご審議をいただくわけですが、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

また、今ほどは高原、森下議員におかれましては、10年表彰を受けられました。誠におめでとうございました。これからもよろしくお願いを申し上げます。

お手元に諸般の報告を配付させていただいておりますが、主な事柄につきまして報告をさせていただきます。

はじめに、5月31日と6月1日に開催いたしました「全国薬草シンポジウム2014 in 飛騨」についてご報告をいたします。このシンポジウムには、全国各地から約700名の方に参加をいただきまして、そのうちの260名の方が飛騨市にお泊りをいただいたというものでございます。初日のシンポジウムでは、旧古川町の頃から薬草に関わっていただいております崇城大学の村上先生による「薬草でまちおこし、健康おこし」をテーマとした基調講演とパネルディスカッションがございまして、薬草の魅力について語っていただき、将来の事業化、まちおこしの視点からのご意見も頂きました。また、飛騨市における現在までの取り組みについても発表をさせていただきました。

2日目は、「薬草を学ぶ健康まちめぐり」を企画いたしまして、来場者の方には薬草に関して「たべる・つくる・まなぶ・めぐる」を体験していただき、町全体を楽しんでいただくことができたと思っております。今回のシンポジウムを一過性のものにとどめることなく、薬草による地域活力の創造に向け、一層努力をしてみたいと考えているところでございます。

次に、4月24日に開催いたしました「国道41号船津・割石防災事業採択報告会」についてでございますが、国の平成26年度予算において、国道41号船津・割石防災事業が新規採択されたことを受けまして、これまでの経緯や今後の計画について市民の皆さまへの報告のため開催をいたしました。当日は、神岡町公民館に金子代議士を来賓に迎え、高山国道事務所の増田所長から報告をいただきました。今回の事業採択により、1日も早い危険箇所の回避と雨量規制区間の短縮が望まれるところでございます。当日は、多くの議員の皆さまにもご参加をいただきました。360名収容のホールは満席となりました。事業に対する地元の熱意が感じられる報告会となったところでございます。今後も引き続き危険箇所回避と雨量規制区間の解消を目指し、地域の皆さまとともに事業促進の取り組みを行ってまいりたいと思っております。

次に、5月1日に開催されました「宮川町地域振興協議会設立総会」についてご報告いたします。今年3月に合併特例法による設置法定期限を迎えた、河合町、宮川町それぞれの地区地域審議会の閉組式が3月に行われたところでございます。宮川町では新たな組織の設立に向け、昨年度より地域審議会において協議がされてまいりましたが、5月1日に宮川振興事務所において、宮川町地域住民が誇りを持ち、心身ともに生き生きと暮らし、あわせて地域の活性化を図ることを目的とし、宮川地域振興協議会の設立総会が開催されたところでございます。協議会には、6地区の代表と女性会、商工、観光、農業、教育、老人クラブの各団体の代表のほか、私がかねてから希望をしておりました宮川町青年団も委員として組織をされたところでございます。地域住民が主体となり、宮川町のまちづくりに積極的に取り組んでいただくことを期待をいたしているところでございます。

次に最後でございますが、4月11日に開催されました飛驒City人財会議の主催により「第9回地元就職者歓迎のつどい」についてでございます。今年は市内11社から35人の若者が参加をしてくれました。つどいの1部では、心理セラピストを講師に招いての講演会、2部では礼儀作法の講習会が開催されました。講演会の終了後、参加者の代表から主催者へのお礼の言葉が述べられましたが、落ち着いた挨拶からも飛驒市の将来をしっかりと担ってくれる若者の力強さを感じたところでございます。

市内企業の景況感はいずれも全体的には上向きと感じておりますが、こうした若者によって飛驒市の将来をしっかりと支えてもらい、地域の一員として活躍されるよう、行政もできる限りの支援を行ってまいりたいと思っております。以上、諸般の報告とさせていただきます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で市長の発言を終わります。大変議場が暑くなりましたので、上着等もし脱いでいただければ幸いです。

#### ◆提案理由・総括説明

◎議長（菅沼明彦）

それでは、ここで市長より今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、今議会に提案いたしております案件についてご説明を申し上げます。

今回は、報告案件が8件、人事案件5件、指定金融機関の指定の変更案件が1件、条例改正案件6件、字区域の変更案件3件、市道路線の廃止および認定案件が2件、補正予算に係る案件が10件の合計35案件でございます。

まず、報告案件でございますが、平成25年度飛驒市一般会計、飛驒市簡易水道事業



特別会計および飛騨市公共下水道事業特別会計に係る繰越明許費繰越計算書。宮川地内、国道360号高牧トンネル内における横断防止柵損傷事故に伴う損害賠償の額の決定、ならびに飛騨市土地開発公社経営状況等の報告、株式会社ねっとかわいの決算報告、株式会社飛騨まんが王国の決算報告、株式会社季古里の決算報告でございます。

議案につきましては、即決議案としてお願いをする案件では、任期満了によります人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める案件が5件ございます。

なお、条例改正、補正予算など各案件の詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第3号 平成25年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎議長（菅沼明彦）

日程第3、報告第3号、平成25年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について、を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。報告第3号について、説明させていただきます。

別紙事業について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成25年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。次ページをお願いいたします。

平成25年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、2款、総務費、1項、総務管理費、番号でございますけど1、宮川振興事務所整備事業から10款、教育費、4項、社会教育費、番号19、旧古川町史編纂事業までの19件でございます。事業の内容につきましては、3月開催の議会定例会の平成25年度飛騨市一般会計予算補正第4号および3月開催の議会臨時会の平成25年度一般会計補正予算、補正第5号で説明をさせていただいておりますとおりでございます。

事業費翌年度繰越額につきましては、8億4,199万3,000円。財源内訳につきましては、計算書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第3号を終わります。

◆日程第4 報告第4号 平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

◎議長（菅沼明彦）

日程第4、報告第4号、平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

報告第4号について説明させていただきます。

別紙事業について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。次ページをお願いいたします。

平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、1款、簡易水道事業費、2項、簡易水道施設整備事業費、番号1、諏訪工区配水池新設事業および番号2、保木林地内配水管移設事業の2件でございます。事業の内容につきましては、これも先ほど言いましたように、3月開催の議会定例会の平成25年度簡易水道事業特別会計補正予算、補正第4号および3月開催の議会臨時会の平成25年度簡易水道事業特別会計補正予算、補正第5号で説明させていただいたとおりでございます。事業費につきましては、翌年度繰越額につきましては、合計で6,386万8,000円。財源内訳につきましては、計算書のとおりでございます。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第4号を終わります。

◆日程第5 報告第5号 平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

◎議長（菅沼明彦）

日程第5、報告第5号、平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

報告第5号について、説明させていただきます。

別紙事業について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。次ページをお願いいたします。

平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、1款、下水道事業費、2項、下水道施設整備事業費、番号1、船津管渠施設整備事業の1件でございます。3月開催の議会定例会の平成25年度公共下水道事業特別会計補正予算、補正第2号で説明させていただいております。事業費翌年度繰越額につきましては、1,300万円。財源内訳につきましては、計算書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第5号を終わります。

◆日程第6 報告第6号 損害賠償の額の決定について

◎議長（菅沼明彦）

日程第6、報告第6号、損害賠償の額の決定、について議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

報告第6号について、説明させていただきます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

発生日時、場所ですが、平成26年4月21日、午後4時50分頃、飛騨市宮川町高牧地内、国道360号高牧トンネル内。事故の概要ですが、宮川振興事務所所属職員が、宮川町地内池ヶ原湿原までの市道及び林道除雪作業を終え、除雪車で国道360号を古川方面に向けて走行中、高牧トンネルに進入した際、対向車、大型車でございますけれども、が来たため左側へ寄り停車しようとしたところ、同除雪車の排土板が歩道の横断防止策に接触し、同施設を破損させたものでございます。相手は、飛騨市古川町上野617番1、岐阜県古川土木事務所でございます。事故の種類は物損事故で、相手方損害額は12万9,600円でございます。市の過失割合は100%で、損害賠償金につきましては、12万9,600円でございます。専決処分は、平成26年5月19日、専決第2号でございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

いたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第6号を終わります。

◆日程第7 報告第7号 飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について

◎議長（菅沼明彦）

日程第7、報告第7号、飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について、を議題といたします。説明を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

おはようございます。それでは、報告第7号についてご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、飛騨市土地開発公社平成25年度事業報告及び決算に関する書類並びに平成26年度事業計画及び予算に関する書類を別紙のとおり報告する。1ページをご覧ください。

平成25年度事業報告です。これは5月21日の理事会において承認されたものでございます。平成25年4月1日より平成26年3月31日までの事業の概要について、次のとおり報告いたします。

総括事項、平成25年度の飛騨市土地開発公社事業は、引き続き飛騨市が主要な過疎化対策として位置付ける鮎ノ瀬団地の売却事業に取り組みました。売却対象地は、平成19年5月から分譲開始した27区画のうち残りの5区画、第二期分については、平成20年4月7日から分譲を開始した29区画のうち残りの9区画であります。

平成25年度においては、従来の新聞折り込みにチラシの他、販売促進看板設置等、宣伝広報の促進に取り組みました。売却状況については、第一期分の1区画を693万円で売却処分を行いました。購入者は子育て世代の市内居住者であり、定住促進に一定の効果を上げることができ、平成25年度末の未処分区画は、13区画となりました。

当期における損益計算では、土地造成事業原価、販売費及び一般管理費等を差し引いて28万6,000円の当期純損失を計上し、当期末の完成土地の保有高は3,783.46㎡、金額として6,591万6,409円であります。なお、当公社は固定負債を有しておらず、健全経営を確保いたしております。

昨今の長引く景気低迷により住宅需要が冷え込んだままの状況にあつて、経営を取り巻く環境がますます悪化することも懸念されますが、今後の公社運営にあたりましては、引き続き鮎ノ瀬団地の販売促進に努め、資金運用及び諸経費の節減に留意し、より一層

の経営の健全化に努めてまいります。2ページをお願いいたします。

理事会につきましては、2回開催させていただいております。その下、平成24年度の決算につきましては、昨年5月16日に監査を受けております。次ページをお願いします。

平成25年度決算報告書です。収益的収入及び支出。収入では、第1款、第1項、土地造成事業収益693万円。1区画を販売したものでございます。第2款、第1項、受取利息、定期預金の利息でございます。第2項、雑収益、電柱の占有料ですとか電話線の共架料でございます。収入計で、703万7,251円。

支出では、第1款、第1項、土地造成事業原価623万7,000円。第2款、第1項、販売費及び一般管理費として108万6,695円。これにつきましては、報酬、それから広告宣伝、委託料、負担金でございます。支出の計は、732万3,695円となりました。

この決算の監査につきましては、平成26年5月13日に受けております。監査報告書を13ページ、14ページに掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。4ページをお願いいたします。

平成25年度損益計算書です。事業収益、土地造成事業収益は693万円。事業原価、土地造成事業原価が623万7,000円。事業の総利益は、69万3,000円。販売費及び一般管理費を差し引いた事業損失は、39万3,695円となります。事業外収益は10万7,251円で、当期純損失は28万6,444円となり、準備金合計としては1億3,099万4,758円となりました。次ページをお願いします。

25年度貸借対照表です。資産の部は、流動資産が現金及び預金、それと完成土地で、合計いたしまして1億4,149万4,758円。資産合計は同額でございます。負債の部はございません。資本の部は、資本金、基本財産として1,050万円。準備金、前期繰越準備金から当期純損失を引いた準備金合計といたしまして、1億3,099万4,758円。負債資本の合計は、1億4,149万4,758円となりました。次ページをお願いいたします。

平成25年度キャッシュ・フロー計算書でございます。現金の動きでございますけれども、右列のⅣ、現金及び現金同等物増加額は590万556円。Ⅴ、現金及び現金同等物期首残高が6,962万7,793円で、Ⅵ、現金及び現金同等物期末残高が7,557万8,349円となります。これは下にございますけれども、5,000万円の定期預金と2,557万8,349円の普通預金で保管してございます。次ページをお願いします。

平成25年度財産目録でございますけれども、ご覧のとおりでございます。以下、8ページから12ページまでは明細を記しておりますけれども、説明は省略させていただきます。15ページをお願いいたします。

平成26年度事業計画でございます。これは、3月20日の理事会で承認を受けたも

のでございます。土地売却事業として、本年度は一期分1区画、二期分1区画の売却を予定しております。次ページをお願いいたします。

平成26年度予算でございます。総則、第1条、平成26年度飛騨市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入ですが、第1款、第1項、土地造成事業収益、それから第2款、第1項、受取利息、第2項、雑収益の収入合計といたしまして、1,589万2,000円。支出ですが、第1款、第1項、土地造成事業原価、それから第2款、第1項、販売費及び一般管理費、第3款、第1項、予備費の支出合計といたしまして、1,499万円を計上しております。次ページをお願いいたします。

平成26年度実施計画でございます。この内容につきましては、予算説明書において説明をさせていただきますので、23ページをご覧ください。

平成26年度予算説明書。収入でございますけれども、第1款、事業収益では、1目、完成土地売却収益として、鮎ノ瀬団地の売却収益で一期分の1区画、二期分の1区画を予定しております。支出では、第1款、事業原価、1項、1目、完成土地売却原価、2区画分です。それから第2款、販売費及び一般管理費には報酬、需用費、次のページに移っていただきまして役務費、広告宣伝費、委託料、負担金を計上しております。18ページに戻っていただきたいと思っております。

平成26年度資金計画でございます。受入資金として、事業収益、受取利息、雑収益、前年度繰越金。それから支払資金として、販売費及び一般管理費。これを差し引いた8,938万7,449円の計画でございます。次ページをお願いいたします。

平成25年度予定損益計算書ですが、これは先ほど説明いたしました決算でございますので、省略をさせていただきます。次ページをお願いいたします。

平成26年度予定損益計算書です。下方のみご説明いたしますけれども、当期純利益140万2,812円。前期繰越準備金1億3,099万1,858円。準備金の合計として、1億3,239万4,670円を計上してございます。次ページをお願いいたします。

平成25年度予定貸借対照表でございますけれども、これも先ほど決算のほうで説明いたしましたので省略をさせていただきます。次ページをお願いいたします。

平成26年度予定貸借対照表です。資産の部では、流動資産、現金及び預金と完成土地として、先ほど説明いたしました収入、支出を加減し、合計で1億4,289万4,670円の予定で、資産合計は同額でございます。負債はございません。資本の部として、資本金、基本財産が1,050万円。準備金、前期繰越準備金と当期純利益の合計として1億3,239万4,670円。資本合計と負債資本合計は同額でございます。1億4,289万4,670円の予定でございます。以上で報告を終わらせていただきます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

26年度、今年度の予定ですと、分譲の宅地2区画ですか、売却の予定ということですが、このペースというのは、まあまあ良好なペースなんでしょうか。あるいは、この分でいくとあと12区画ほど残るんですかね。あと5、6年。1年に2区画売却の予定で、5、6年かかるという計算なのでしょうか。この辺りは順調な売却予定なのか、あるいはどういう状態なのか、ちょっとそういう経過も教えてください。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

お答えをさせていただきます。この分譲地につきましては、平成19年度と平成20年度二期に分けて分譲させていただいたものでございます。当初といいますか、2回に分けて全部で56区画を分譲したわけですが、残りが13区画残っているということでございます。

この計画につきましては、できるだけ早く売りたいということで進めていたわけですが、現在13区画残っているということにつきましては、リーマンショック以降の景気の変動だとか、それ以降の地域産業の低迷といったものが影響しているのではないかというふうに思っていますが、全体としましては良い状態にはない、できるだけ早く処分をしたいというふうに思っていますが、当初予算でも2区画の事業計画しか見込めない状況でございまして、開発公社としましては、当初の見込みよりは売れ残りが残っているというふうに理解をいたしております。

○17番（籠山恵美子）

私もちょっと素人なので、民間のこういう宅地分譲と、こういう公がやる開発公社などでやる分譲というものの何か違いがどういうものなのかというのは、よく分からないのですが、例えば民間だとどんどん土地の価格を下げたりして分譲しますよね。そういうような配慮というものは、土地開発公社での分譲宅地の価格というものにはあるのですか、ないのですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

ただ今、籠山議員ご指摘になられましたことにつきましては、開発公社の理事会の中でも議論になっておりますし、また事務方のほうでも議論をいたしておりますが、現在のところ価格の値下げについては、現段階では考えていません。理由につきましては大きく二つございます。一つでございますが、ここの土地の価格を下げますと、近隣のみならず、旧の古川町内の土地が一気に下落してしまうのではないかなという危険性を持

っているということでございます。特に第一期、第二期のこの土地の価格設定につきましては、後の評価でございますけれども、ここが当時の相場よりも相当安く設定をされたということで、これに伴いまして近傍だけではなくて、古川の市街地、大野、上町の土地まで下がったというふうに一般的に言われております。こうしたことが現在の土地相場につきましては弱含みに推移をいたしていきまして、双方の中で現在の13区画につきまして土地を下げますと、これが与える影響というものがかなり広がるのではないかなということを感じているところでございます。こうした結果につきましては、将来の飛騨市の固定資産税の収入のみならず、現在、土地等を担保にして資金運用をしてみえる方等も含めて、民間の事業者に対する影響も大きいのではないかなというふうに考えていますので、下げないということでございます。

2点目でございますが、現在の評価額、高い所で8万3,000円から安い所では7万円台の後半でございますが、これが現在の近傍の土地評価と比べて高い水準にあるかというようなことを、不動産業者さんと意見調整をさせていただいておりますが、現在の価格というものが必ずしも評価とかけ離れた高い評価ではないというふうに承っています。相場の中の価格として妥当な評価だろうというふうに現在のところ聞いていますので、こうしたことを考えたときに、将来的なことは別にしましても、現在、土地開発公社として価格を下げて売るということはできない状態だというふうに理解をいたしております。

◎議長（菅沼明彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結し、報告第7号を終わります。

◆日程第8 報告第8号 株式会社ねっとかわいの決算報告（第16期）について

◎議長（菅沼明彦）

日程第8、報告第8号、株式会社ねっとかわいの決算報告、第16期について、を議題といたします。説明を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、報告第8号についてご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ねっとかわいに関する第16期の経営状況を別紙のとおり報告する。次ページをお願いいたします。

第16期、決算報告書。期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日まででございます。この決算報告書につきましては、5月27日に開催されました株主総会において承認されたものでございます。



最初に、決算の概況について簡単にご説明を申し上げます。株式会社ねっとかわいの主な業務は、入浴施設である「ゆうわ〜くはうす」や、かわいスキー場をはじめとする河合町の商工観光施設9施設を指定管理者制度により運営管理しております。また、指定管理料は昨年度より23万円余り減額となっております。施設全体の利用者は、前年から約1%、785人ほどでございますけれども微減いたしまして、全体で8万500人余りとなりました。

また、ねっとかわい全体の売上高につきましては、前年とほぼ同額の1億8,100万円余りとなっております。これは、Y u M e ハウスで宴会の増加がみられたこと。それから、かわいスキー場では適度な降雪によって、期間中の運営が順調であったこと。そうしたことから増加をいたしました。また、なかんじょ川は好天に恵まれたことや、宿泊予約管理システムを利用したことなどによりまして増加をいたしております。

しかし、<sup>かわい</sup>香愛ローズガーデンは入場者の減少により、また、ゆうわ〜くはうすは機械の故障などによる休館日も重なったことなどによりまして、売上、利用者とも減となっております。アスク山王ややまびこ館の利用者は、ほぼ前年並みとなりました。

かわいスキー場につきましては、地元自治会のご協力により営業開始前にグレンデの草刈りなどを行っていただいておりますし、また河合、古川のジュニアスキー、陸上スポーツ少年団の皆さまにスキー場内の清掃作業など、常に実施をさせていただいております。感謝を申し上げたいと思っております。次ページをお願いいたします。

平成26年3月31日現在の貸借対照表です。資産の部、流動資産、決算額1億1,892万9,573円。内訳は省略をさせていただきます。Ⅱ、固定資産、決算額853万6,678円。資産の部合計1億2,746万6,251円でございます。

次ページに移りまして、負債の部は流動負債のみで、合計が987万9,396円。純資産の部、株主資本は、決算額1億1,758万6,855円。資本金と資本剰余金は前期と変わらず、3の利益剰余金がマイナス241万3,145円。下のほうにまいりまして、純資産の部合計が1億1,758万6,855円。負債・純資産の部合計が、前ページの資産の部合計と一致するものでございます。次ページをお願いします。

損益計算書。平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間でございます。Ⅰ、売上高、決算額1億8,192万3,820円。Ⅱ、売上原価が3,989万3,914円。内訳は省略をさせていただきます。Ⅲ、販売費及び一般管理費、1億4,898万6,843円。経常損失が476万8,415円となり、一番下にまいりまして当期純損失が515万9,008円となりました。次ページをお願いします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございますが、主なものとしたしましては業績が低迷していることから役員報酬を減額し、従業員賞与の支給を見送ったことから、それぞれ減少をしております。給与手当は、正社員5名、準社員9名、パート66名分で、パート従業員の数は減少しましたがけれども、勤務状況や支給額の見直しを行ったことから決算額は前年とほぼ同額となっております。修繕費は、圧雪車や除雪機のメンテナン

ス、修理、それから各施設の小修繕が主なものとなっておりますが、前年のような地下タンク等の大きな修繕がなかったことから170万円余りが減額をしております。水道光熱費は、電気料や燃料費の高騰に伴い増加をしておりますし、備品消耗品費は圧雪車、除雪機の燃料の高騰によるものでございます。保守点検料は、各施設の消火栓の更新を昨年行いましたことから増加をしております。委託管理料は、委託単価を見直したことから増加をしております。全体では約31万円の微減となっております。

たな卸資産の計算内訳につきましては、下のほうでございますけれども合計363万51円でございます。

次のページの株主資本等変動計算書でございますけれども、中ほどの株主資本合計でございますが、当期末残高1億1,758万6,855円となり、一番下の純資産の部も同額でございます。次ページ、個別注記表につきましては省略をさせていただきます。最後のページは、監査報告書の写しを添付しておりますのでお願いいたします。以上で、報告を終わります。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（籠山恵美子）

報告第8号はねっとかわいですがけれども、第9号、第10号と、いわゆる第三セクター、指定管理施設の報告が続くので、まず三つに共通することなのでちょっと確認したいのですが、この前の期、前期で1年前ですね、この場で私ちょっと改善を求めたんですが、要するに内訳などの表記の仕方ですよね、これが3施設バラバラなものですから、私たち議員は監査で数字を査定するわけではないものですからね、それぞれ指定管理施設としてどうなんだという見方もしますし、政治的な判断もしますし、そういう意味では同じような表記の仕方だととても分かりやすいし、説明する側もやはり分かりやすく説明するには、統一されるものは統一したほうがいいと思うんですよ。

例えば、指定管理料がどこに入っているかですがけれども、例えば損益計算書というのが一番分かりやすいんですが、指定管理料というのが売上高に入っているんですね、ねっとかわいは。まんが王国は、また違うのです。特別利益の中に指定管理料が表記されている。季古里としては、営業外収益に指定管理料が入っています。今期から入っています。これは、要するに受ける側が指定管理料をこのように受け止めているので入っていくところが違うのか、あるいは、これはやはり議会に提出するのに分かりやすく統一しても一向に構わないものなのかね。変わってないものですから、改善を求めたけど変わってないものですから。季古里は、最後の個別注記の中では今期から指定管理料収入を。

◎議長（菅沼明彦）

17番、籠山恵美子議員。三つ終わった後に質問を願いたいのですが。

○17番（籠山恵美子）

それでは説明して、これから私たち説明するのに、この違いが分かれば説明していただくのに分かりやすいのでね。まず最初に共通するところを説明願えればと思います。これは当然だと思いますよ。

◎議長（菅沼明彦）

あと、今の。

○17番（籠山恵美子）

最後では分かりません。三つやってしまった後では分かりにくいです。議長がそんな言うことではないと思います。

◎議長（菅沼明彦）

関連しておりますので、どうかと思ひまして発言しただけでございます。では、答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

ただ今の件でございますけれども、確かに昨年も籠山議員のほうから同様のことを言われたのではないかなというふうに思っております。今回、こういう状況で提出させていただいたことについてはちょっと申し訳ないと思つて。調整が十分にできなかったということで申し訳なく思っておりますけれども、このことにつきましてはもう1年する時間をいただきまして、それぞれの管理者と、それからそれぞれに会計士も入ってございますので、そういう方々と相談をさせていただきまして調整をさせていただければというふうに思っております。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

ただ今の、部長がそう申し上げましたが、地方自治法の中では50%以上の出資をしている企業につきまして、会計状況等について報告を求められているだけでございまして、この書式とか内容等につきまして具体的に定められていません。当然、経理する会社の中で経理内容とか経理の仕組みがそれぞれ変わっていますので、それを統一して、統一の様式として出すというつもりは、私のほうでございません。

それから、ご質問にございました指定管理料につきましては、これは施設を管理するために必要な経費を委託料の形で出しているものでございまして、これをどのような形で企業が収入をされるかにつきましては各企業に委ねられておりますので、売上原価に含めていただいても結構でございますし、最後の特別収益というような形で考えられても結構でございます。私のほうとしまして、この指定管理料の中で、この指定管理施設が適切に運用されているということだけのために指定管理料を出しているものでございますので、それ以上のことにつきまして事業者側に求めるつもりはございません。

○17番（籠山恵美子）

自治法上のそういうところで別に決まりはないということなのでしょうけれども、先ほど言いましたように、やはり分かりやすい説明責任と、分かりやすい情報開示というのは大事だと思いますよ。市民に向けてこれを報告するんですからね。そういう意味では、どこに指定管理料を入れようと構わないということですが、一般的なそういう良識というか、そういうものから捉えたときに、指定管理料を売りにあげるとするのは、ちょっと言葉の使い方からしても分かりにくいのではないのでしょうか。それが間違いではないというだけで、別に構いませんよというのでは、行政側の市民に対する説明があいまいではありませんか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

指定管理料の性質そのものをどのように受け止めるかによって判断が異なるわけですが、株式会社ねっとかわいさんにつきましては、赤字の補填が当然その売上げの補填というような受け止め方をしてみえるわけですが、こういう形で処理をされているということですが、このことをもって市民の説明責任があいまいになっているところまでは認識をいたしておりません。

○17番（籠山恵美子）

そういう認識が飛騨市の行政の認識ということなんですね。

それではですね、例えば損益計算書というのは、こういう書式は統一してありますね、施設によって。ですから例えば、営業外収益というところに入れる項目もあるわけですよ。営業外収益のところ、営業外ですから、営業してもうけているのではないところから入ってくる収益という意味では、ここが妥当だと思うんですけどもね。こういう項目があっても、別に売りに上げて入れても構わないよというのが認識なんですね。

そうしましたら、次のページの販売費及び一般管理費の計算内訳というのですけれども、これもですね順序が3施設ともそれぞれですけども、この3施設に限らず指定管理施設というものの事業報告、決算報告をする書式というのは、統一されているのではなかったでしたか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

指定管理の手続きに関する条例と、それに伴います施行規則があるわけですが、その中でこうした費目についてまで具体的な説明はいたしておりません。今回のものにつきましては指定管理施設というよりも、第3セクターの株式会社として提案をされた決議でございますので、指定管理という形では除外をしていただきたいと思われ、会計士が入りまして提案をされているわけでございますので、このねっとかわいの

経営状況がどのような状況なのかということ、株主として私どもはチェックをするわけですので、一般管理費の科目の順序が上になったり下になったりということは、当然、各企業であるわけですが、これを一株主としてこれを上に持つてくるように、これを下を持つてくるようにということまで指図する権限は私どもにはないというふうに理解をいたしております。

◎議長（菅沼明彦）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（高原邦子）

副市長の言われていることに、ちょっと合点がいかないことがあります。地方自治法ではそうなっているからと。われわれ議員は、今報告を受けているわけです。籠山議員のおっしゃることはもっともなことがありまして、ねっとかわいは売りに指定管理を入れていращやるわけです。そして季古里の場合は、売上高に各レストランとかが入っていて分かりやすくなっております。いろんな意味で理解を深めるのに分かりやすくするということは、とても大切なことだと思うのです。こういった、きつとねっとかわいさんの場合は、委託してローズガーデンなんかの手入れとかそういうことをやっているのも、それも売りにあげだという感覚で捉えて入れられているのかもしれませんが、では、見る側としてですよ、のことを考えたら、このように季古里のように各所でどれだけの売りにあげがあったかということを出していただくということを、強制はできないかもしれませんが、お願いするということが市からできないのですか。そこを言っているわけなんです。そのように分かりやすくしていただきたい。これは、指定管理料というのは税金が投入されているわけです。一般の民間同士の企業のやり取りではないわけなんです。そこでですね、はっきりと分かりやすくしていくように、そういった話し合いをもう持てない。そういうことを言うつもりはないと。それはいかなものかと思うのですが、ぜひ、権利があるとか、法律に書いてあるとかといううんぬんよりも、分かりやすく、どのようになっているかということ、われわれ議員も知ることができるようにご協力していただきたいという観点から、各企業さんにこのように出していただきたいということを、市としては言うこともできないのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

お二人の議論そのものが、ねっとかわいさんから提出された決算書と、それから別の会社から出された決算書と書式がバラバラであるから分かりにくいというようなことでご質問になっているわけですが、具体的に株式会社ねっとかわいさんから出された書類とか、これから提出されて提案させていただいてご審議をいただく議案について、何が分かりにくいのか。書き方とか書式は統一はされていませんが、それぞれの会

社の中で適切に経理をされて、できるだけ分かりやすく出されているわけですので、例えば指定管理料がどの費目に書いてあるから分かりやすいとか、どこに書いてあるから分かりにくいとかということについては、これはねっとかわいさんの経営状況について報告させていただいたものについて、適切であるかどうかという審議する以前の議論だというふうに思っております。したがって、今回例えばねっとかわいさんから出された書類について、例えば「こういうところが分かりにくいから、ここをもう少し明らかにしていただきたい」というような、そういうご提案でしたら、それはそれで事業者のほうに提案をさせていただきますが、もともとの指定管理料そのものが税金だから全部統一してその議論を出すというのは、これは審議以前の提案様式のこと、議論以前の論議だというふうに理解をいたしております。

○11番（高原邦子）

私、「統一せよ」とかという言葉、一言も使っておりません。要はですね、それでは副市長にお伺いしますが、ねっとかわいでこの売上高で、各いろいろなゆうわ〜くはうす等ありますね。どれだけの売上があるかということが分かりますか。分かるかどうかということですよ。だから要は、法律とか地方自治法ではこうなっているからとか、そういう法律ありきのことではなく、分かりやすく、分かるようにしていってもらうようなことをですね、この各指定管理を受けられている方々にですね、市としてお話しすることも、これもおかしなことだというふうに今言われていると思うのです。それはちょっと副市長、おかしいと思いますよ。分かりやすくしてくださいと、そういうことをお頼みして、ちょっと考えていただけませんかということをお私に言っているので、「統一せよ」とかそういう高圧的なことは言っていないので、その点を私はお伺いしているのです。そういうことも言えないというのでしょうか。お互いいろんなことを話し合っていかなければならないと思うんですね。それなのに、今のような答弁をされているという、どこまで真剣になって税金の支出を考えているのかと、市側の姿勢をも疑いたくなります。分かりやすくしていただきたいと、ただそれだけなんです、それすらも許されないものなんでしょうか。その辺をお伺いします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

私の申し上げたことが理解されていないというふうに思っていますが、議案として出させていただいたのはこのとおりでございます、この中に当然分厚い一つ一つの施設に対する費目だとか、もっと申し上げればそれぞれの一つの、例えば修繕がどのような修繕が行われたかということがあるわけでございますが、そうしたことまで書類に出すということにつきましては書類が膨大になりますので、この場合は審議の場でございますので、高原議員が例えばその中でご疑念とか疑問に思われることについては、ご質問にならなければいいわけでございます、私がお答えをさせていただいたのは、事前の資料

として膨大な書類をこの議案書に添付して出せということについて、そこまでは出しかねる。それから書式についても統一しかねるということをお願いだけでございまして、この最初の籠山議員のご質問そのものが、そういうものを整えていただきたい、できるだけ書類を出していただきたい、ということでご質問になられたところから議論が始まっているわけですので、そうしたことにつきましては出しかねるということで申し上げたこととさせていただきます。もし、ご疑念があるようであれば、どんなことでも結構ですのでご質問をいただきたいというふうに思います。

◎議長（菅沼明彦）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

今のこの議論をしていて副市長が忘れていることは、こういう行政なり何なり政治の主人公は市民ですよ。主権者は市民です。市民の代表が、もう少し分かりやすく説明するために、分かりやすくここを改善してくださいと。監査委員ではないんですから、私たちは。会計士でもありません。こういう貸借対照表、あるいはこういう損益計算書みたいなのは、一般の市民の方はより不慣れですよ。でも、そういうのを見る機会があったときに、少なくとも順序くらい、中身と関係ないんですから。まず人件費がくるとか。そういう順序みたいなのは、それぞれに「統一してください」と言ったって、私はおかしいことではないと思うのですよ。それによって「あ、なるほど」というふうに分かりやすくなればね。分かりやすく市民に見てもらえて、そしてちゃんと誤解なく納得してもらおう。そのために改善をするという努力はそんなに難しいことではないですし、前期の部長も、今の部長も、これは前向きな答弁をされているんですよ。なぜ、副市長だけが門前払いをするような、そういう答弁になるんですか。主権者は市民ですよ。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

会社の形態というものは一様でございませぬ。例えば、ねっとかわいさんと例えば季古里さんの決算が今後出てくるわけですが、会社の形態が違うわけですが、会社が実態に合わせて株主に分かりやすい書類を作るとというのが本来の会社の経理であって、それを議会に出すためにまたそれを並び替えて、また別の決算書を作るということは、これは別の次元だというふうに思っております。この形で出されたものについて、だからその市民が分かりやすいか分かりにくいという議論については、具体的に例えばこれが分かりにくいということが具体的にご質問になられれば、そのことについて当然担当のほうから答弁をさせるわけですので、たまたま会社の形態が違うから費目の内容が違っているとか、そうしたことを捉えて分かりにくいというようなご質問については、これは何か議論をすり替えてみえるようなふうに私は受け止めます。以上です。

○17番（籠山恵美子）

まったく勘違いしていると思いますよ。余計話を複雑にしていると思いますよ。例えば今報告のあったねっとかわいの販売費及び一般管理費の計算内訳ですけれども、一番最初に旅費交通費というのがきているんですよ。こういうのはね、もちろんそれが必要だったのでしょ。こうやって出しているんですけれども、例えばどうでしょう、民間の企業とか、それから議会の議案書の配列、それから他のところの指定管理施設のこういう会計活動報告書の収支計算書。一番最初に旅費交通費って出てくるところってないんじゃないでしょうかね。やはり報償費、あるいは人件費、そこから入って行って、大事な維持管理費ですから。それで、最後はみんな雑費ではそろっているんですよ、おしりはね。中身によっては入っている費目もありますし、入っていない費目もあります、この3施設比べただけでも。そんなことが、費目にケチ付けているわけではないんですよ。これを大体統一して、例えば行政はやはり一番最初に報償費なり人件費なりきますと。最後は予備費ですと。そういう羅列表記の順番で大体それで合わせてみましょうかと。そういうふうにすると、議会に報告を出しても議会でも理解しやすいんですよという、それぐらいの話ですからね。何か私このやり取り、例えば放送でも市民の方が見えて、なぜ副市長はそんなに意固地になっているんだろうと思うに違いありませんよ。そんな難しいことを要求しているのではないのですから。市民に分かりやすいように改善をお願いできませんかということなんですよ。いかがですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

くどいようですが、例えばこの費目が、旅費交通費を一般管理費の一番最初に持ってきているから、この内容が分かりづらいとかということについて、どうしてそういうことを整えようとされるのか、この提出した議案について、どのようなところに問題があるのか、たまたま別のところと比べようと思ったときに、順番が違っているということだけで、旅費交通費を一番最初に持ってくるのがおかしいとかいうことを、こんな本会議の議論になるべき議題では私はないというふうに思っておりますが、もっと根幹的なところでのご質問というふうに私は議論をさせていただきたいというふうに思っております。

○7番（福田武彦）

このことについての議論は、昨年指定管理のいろんな資料が出されて、数字的なものも出されて説明をされております。それで、それを見れば、その会社はどうだっというようなことは分かるはずですよ。ですが、私も一つ疑問があるのは、やはり前にも言いましたが、いろんな各部門のそれぞれ施設別の決算は付けるべきではないかということを思います。どういうふうな仕分けでもいいですが、例えて言えばかわいならば9つの施設があるのなら、その施設の出資、そういうのが分かるようなものを付けるべきだ、そ



ういうふうに思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

今回の議題につきましては、冒頭に書いてございますように地方自治法の第243条の3第2項の規定によるものでございまして、これは市が50%以上の出資をしている会社についての決算状況を報告する議題でございます。したがって、今ほどの議論になっていますのは、これを受けて、たまたまこの団体が市の指定管理施設の管理を行ってみえるものですから、各指定管理施設の経営状況について示すべきだというような議論だというふうに思いますが、これにつきましては別の手続条例に基づきまして、指定管理の報告がございまして、この段階ではまだ各施設別の報告というのがなされていませんので、市が50%以上出資をいたしておる株式会社ねっとかわいの決算状況についてという議論になっているわけでございますので、また福田議員ご指摘のことにつきましては、別の機会でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○17番（籠山恵美子）

市長に答弁を求めます。今の副市長の答弁をどう思ってみえるのかですけれども。再三、副市長言ってみえました。50%以上の出資者ですよね、飛騨市は。ということは、市民が出資しているのです50%以上、51%ですかね。だから、市民の税金が投入されているので、ちゃんと議会で報告が来るんですよ。そういう義務があるんですよ、この第3セクターというのは。で、一方、50%以上の株主は監督権もあるはずですよ、業務の。ですから、私たちは市民の税金を使ってこうやって経営しているこの施設に対して、もっと市民に分かりやすく中身のこの、簡単なことですから改善してもらえませんか。そういう、市民からそういう声が出たときにですね、市としてはそれを言う権利があるはずですよ。監督権があるんですから。ですから副市長が言うのは、法律を建前に、とにかく聞く耳を持たないというような答弁で、何かおかしいんじゃないかと思えます。市民に分かりやすく、市民にやさしい政治をとということなら、ちょっとした改善で分かりやすくなるんですよ。市長はどう考えますか。

△市長（井上久則）

このことは、やはり会社、会社の経理の仕方というのがあるわけでございますので、今は、ねっとかわいの報告を素直に見ていただいて判断をいただくことだと思います。あと、季古里とまんが王国があるわけでございますが、それぞれの考え方で決算を行うわけでございますので、これが市民の方に本当に分かりづらいのかどうかということは、私は疑問に思えます。これを素直に皆さん方に見ていただいて判断をいただく。そのことでございます。

先ほど福田議員の質問があったことにつきましては、後日そういったものが出てきた

ときに報告するというごさいますので、何らおかしい答弁をしているわけではないというふうに私も思っております。

◎議長（菅沼明彦）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（野村勝憲）

参考までに申し上げておきますと、今、皆さんご存じだと思いますけれども、6月はほとんどの企業、6割5分から7割近いんですけれども、全国の企業は株主総会を開きます。それぞれ会社によっては関連会社を持っております。例えば10社持っている所もあれば、20社持っている所があります。全て決算書の報告書は、各社とも同一なんです。同じようにして株主に対して分かりやすいようにして発表会をやるわけですね。したがって、私はこのことはなにも民間だからじゃなくとも、自治体においても例えば今の話ではないですけれども、10社も20社もあるわけではないわけですから、せいぜい3社から5社の間のことなので、分かりやすいように項目を述べて、例えば今回も500万くらいの赤字になっております。先回は確か30何万黒字だった。赤字になっている。なぜ赤字になったんだということを分かりやすいように、やはり市民の人たちが理解できるような形にしたほうが、私はよりベターだと思いますので参考までに。

◎議長（菅沼明彦）

答弁はよろしいですか。

○5番（野村勝憲）

はい、どうぞ。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

今回のねっとかわいが、前期と比べますと500万円余りの赤字になったわけですが、原因につきましては損益計算書を見ていただくと明らかなわけですが、仕入原価が前年度と比べますと300万円ほど増えている。それから前年度ございました、営業外収益の中の雑収入が300万円ほど減っているということで、この二つの要因が今回の赤字決算の要因なわけでごさいます。ということで、何を申し上げたいかと申しますと、この損益計算書を見ていただければ赤字要因というものは明らかだというふうに思っております。

○17番（籠山恵美子）

今ちょうど中身に入りましたから、中身を聞きますね。その雑収入ですけれども、雑収入ですから、その年によって入ったり入らなかったりというものかなと。経年で安定的に入る雑収入ではないのかなと思いますけれども、この減った要因というか、前期これだけ多かったものはどういう収入なんですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えをいたします。前期におきましては、こここのところに従業員の方への損害の保険金という形で、損害保険、保険料です。という形で370万ほど入ってございます。今期については、それがなかった。あとの雑につきましては、自動販売機に関わるものとか、それから郵便局の郵送のお手伝いに関わるもの、そういったものが含まれております。

◎議長（菅沼明彦）

他に質疑はありませんか。

○5番（野村勝憲）

私は、先ほど今期と前期のこの内容よりも求めたのは、先ほど籠山議員やあるいは高原議員から出ていますように、分かりやすい例として民間会社の例を出しているわけですから、そういう方向付けがある程度前向きに検討されるかどうかということをお求めたんですけれども、その辺のことをご回答いただきたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、野村議員は株主の話をされましたけれども、ねっとかわいの株主には分かりやすくこの方向で説明してあるわけでございますね。株主の人が分からないということではないと思うのですよ。他の人の会社の株主以外の方が分かりやすいかどうかなんていう話は、それぞれの立場で違うわけでございますので、やはりこれは会社そのものの決算の方法と中身も大きく違うわけでございます。一つしか持っていないところと、いくつも指定管理を受けているところもあるわけでございますので、やはりそれぞれの会社で、それぞれしっかりとした決算をしていただいて、なるべく黒字になるように頑張ってください。そのことに尽きると思いますが、この報告を今日させていただいたのが、先ほどからずっと議論になっておりますけど、何が分からなくてとかということ、統一しなければ分からないというようなことはないと思うのです。それぞれの立場でやはり違うわけでございますので、この辺につきましては各会社の意見を聞かせていただくことにつきましてはやぶさかではございませんけれども、うちのほうから「どうしても統一をなさい」というような指導をする事柄ではないというふうに思っております。

◎議長（菅沼明彦）

他に質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようでありますので以上で質疑を終結し、報告第7号を終わります。

◆日程第9 報告第9号 株式会社飛騨まんが王国の決算報告（第16期）について

◎議長（菅沼明彦）

日程第9、報告第9号、株式会社飛騨まんが王国の決算報告、第16期について、を議題といたします。説明を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは報告第9号について、ご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社飛騨まんが王国に関する第16期の経営状況を別紙のとおり報告する。次ページをお願いします。

第16期の決算報告書の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日まででございます。この決算書につきましては、5月30日に開催されました株主総会において承認されたものでございます。

最初に決算の概要について、簡単に説明をいたします。株式会社飛騨まんが王国は、指定管理者として市有施設であるおんり〜湯、サミットハウス関連施設、ナチュールみやがわの管理運営のほか、高齢者生活支援施設打保ストアの運営、スクールバスなどの運行業務を受託しております。

おんり〜湯を含むまんが王国関連施設につきましては、平成23年9月から開始しております温水プールを使用した健康体操、アクアウォーク、これで約年間1千人の利用がございました。また、鮎釣り客用に種鮎うっぼの池を造っております。その他、旧ゲレンデに芝生を植えるなど、環境の整備を行いながら利用者の増を図っているところでございます。

また、従来のゲートボール大会や囲碁大会、カラオケ大会なども企画し、入館者の確保に努めておりますけれども、入館者は前年比72%大きく減少しております。宿泊者数は大半が富山方面のお客様ということでございます。昨年度、清流国体の受け入れがございましたけれども、その反動が懸念されておりましたけれども、鮎釣りをターゲットとした商品プランによるとみられる宿泊が昨年以上に確保できましたことから、宿泊者は前年比94.9%となりました。

ナチュールみやがわにつきましては、指定管理料はありませんけれども利用者は前年並みとなっております。売り上げにつきましては、野外結婚式の場所として利用いただきましたことから増額、約81万円ほどですけれども、ということになりました。

打保ストアは、地域高齢福祉の支援として引き受け、開業6年目を迎えておりますけれども、当期売上高は前年比84.5%の282万円余りとなり、減少傾向が続いております。市から高齢者生活支援施設補助金として218万円を受けております。次ペー

ジをお願いします。

貸借対照表。平成26年3月31日現在でございます。資産の部、流動資産決算額が6,320万7,792円。内訳は省略をさせていただきます。固定資産、決算額が2,998万4,441円。一番下へまいりまして、資産合計が9,319万2,233円でございます。

次ページに移っていただきまして、負債・純資産の部は、流動負債のみで合計が4,054万1,841円。純資産の部、株主資本が5,265万392円。内訳といたしまして、資本金は前期と変わらず8,685万円、利益剰余金がマイナス3,419万9,608円。下へまいりまして、純資産合計が5,265万392円。負債・純資産の部合計が、前ページの資産合計と一致するものでございます。次ページをお願いいたします。

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの損益計算書です。売上高決算額が6,225万5,015円で、前年比90.1%となっております。売上原価が1,944万401円、売上総利益金額が4,281万4,614円となっております。販売費及び一般管理費が7,328万3,941円のため、営業損失金額が3,046万9,327円となりました。営業外収益、営業外費用を加減した経常損失金額は、2,940万9,936円となっております。固定資産売却益、これは車両の売却でございますけれども、指定管理料、補助金収入を合わせた特別利益3,062万4,854円を加えますと、一番下の当期純利益は、102万9,918円となっております。次のページをお願いします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。主なものといたしましては、役員報酬は業績を考慮し14万円を減少。給与手当でございますけれども、正社員4名と取締役の支配人1名、計5名分でございます。昨年度よりも増加しておりますのは、1名を臨時雇用から正社員としたことによるものでございます。雑給でございますけれども、臨時職員41名の報酬となっております。賞与の支払いは、当期行われておりません。修繕費は、トラクターやストーブ、それから本棚の取り付けなどの修繕でございます。燃料費は、燃料の高騰によって増額をしております。車両費は、車検や修理費用でございます。管理諸費につきましては、浄化槽や電気保安業務、地下タンクの維持管理費でございます。販売費及び一般管理費は合計で7,328万3,941円となりまして、前年比97.3%、金額にして200万7,817円の減額となっております。次ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書ですが、当期純利益がございましたので当期末残高が5,265万392円となり、純資産合計も同額でございます。次ページにつきましては、個別注記でございますので省略をさせていただきます。最後のページに監査報告書の写しを添付いたしておりますので、お願いいたします。以上で説明を終わります。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

損益計算書ですけれども、補助金収入848万2,000円というのは、これは打保ストアの補助金でしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

打保ストアの分と、それからバスの運行分でございます。

○17番（籠山恵美子）

そうしますと、これは例年計上される補助金ですよね。その上の指定管理料も、例年収入される指定管理料ですけれども、これがなぜ特別利益という項目に入っているのですか。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

申し訳ありません。先ほどの答弁が少し誤っておりましたので申し訳ございません。補助金につきましては、指定管理料を不足しております分の補助金でございますのでお願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

もう一つの答弁をお願いいたします。

○17番（籠山恵美子）

分かりました。この補助金収入というのは、指定管理料の不足分と。合わせて指定管理料みたいなものですよね。途中で不足分として収入されるということなんですかね。ま、いずれにしても説明願いたいのは、この当期不足したので、この848万はこの当期のみ特別に収入を得たので、特別利益何でしょうか。だとすると、指定管理料は例年のものですので、これがなぜ特別利益という項目に表記されるのでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

この補助金につきましては、これまで何回もご説明申し上げておりますが、これまでの指定管理の募集のときには、前年並みの指定管理料を提示しながら事業者を募集したわけですが、近年売り上げの減少とか、また指定管理施設間の格差の問題もございまして、3年前から努力目標を定めまして、その売り上げがあった場合にさらに不足する分につきましては別途補助金の形で交付するような仕組みに変えました。したがって今回のものにつきましては、努力目標の設定したものととの差額分を補助金として交付をさせていただいたわけですが、そういう意味も含めて特別利益ということで、飛驒まんが王国さんのほうでは経理をされたものというふう

に理解をいたしております。

○17番（籠山恵美子）

努力目標というものは、どういうものなんですか。ただスローガンですか。数値で挙げているのですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

詳細のことにつきましては数字を申し上げられませんが、前年度の決算を含めながら、今年度ここまで売り上げを伸ばしていただきたいということで、それをスローガンではなくて数字目標を示して、その差額を補助金として決定をさせていただいたものでございます。したがって、補助金につきましては年度当初に補助金の額を決めまして、今年度はこれだけの補助金を交付させていただきますので黒字になるように、ということを示したものでございまして、決してスローガンとかというものではございません。

○17番（籠山恵美子）

その指定管理者が特別利益として挙げたんでしょう、という他人事のような答弁ですけども、私たち市民というのではですね、こういう文字を見たときに素直に読むんですね。特別利益あるいは特別補助金という言葉を見たときには、今までのとは違う、この年だけ特別にもらえた補助金なのかな、あるいはこの年だけ何かの理由があって特別に収益が挙げたものなのかなと、そういう見方をします。で、そういうところに表記されるものですから、そういうものだろうと思って認識して、こういうものを見るんだと思うんですね。ですから、そういう意味では例年出されている指定管理料が特別利益というのは、どう素直に見たって、小学生だって理解しにくいと思いますよ。で、今、数値目標、努力目標をもって、それで精査して足りない分を出すんだということですけども、企業の努力ということから言いますと、まんが王国は資本金8,685万円持っています。これは前期もべつに取り崩していないようですけども。例えば、そういう自己資金をせめて半額になる分くらいまでは企業努力の中でそういうものも取り崩しながらやってくださいよ、というようなことは指導はないのでしょうか。例えばホテル季古里だと、どんどんどんどん自己資金を削りながらやり繰りされているようですけども、ねっとかわい、まんが王国にはそういうのはあまり見られません。で、補助金は指定管理料で足りない分は出していると、補填すると。この辺りはどんなふうに考えて指導されていますか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

この方式に変えましたのは、議会のほうにも要望がございました山之村牧場につきまして、これまで補助金、指定管理料は出さないということで進められていたわけござ

いますが、現在3,000万円余りの指定管理料は出しているわけですが、この指定管理料の算定に当たりまして、1年間の努力目標と申しますか、その会社における1年間の売上目標を定めていただき、また経費につきましても努力いただくところについては努力をするという差額の必要額につきまして、指定管理料を出ささせていただくということに決めさせていただきました。そうしましたところ、すでに指定管理を受けてみえます飛騨まんが王国をはじめ、それ以外の事業者につきましても不公平が生じるということが生じまして、本来ですと指定管理料の改正ということを行えばよかったのかもしれませんが、指定管理料を示しながら事業者を募集したという経緯からしまして、指定管理料は新たな更新時期までかまえないということで、その差額につきましては新たな更新時期までは補助金を出すということで算定をさせていただいたものでございます。あくまでこの不足額につきましては、その年の損益計算書の中の損益、収益費用の差額についてのもので算定をするということでございまして、それ以外の指定管理施設と同様な形での補助金ということで設定をさせていただいたものでございます。今ほどおっしゃいましたように、資本剰余金とか資本金を取り崩して使う、使わないということではなくて、あくまで損益計算書上の中の努力目標ということでございます。

○17番（籠山恵美子）

資本金を使う、使わないかは、その民間側の考え方でしょうけれども、行政として、行政として民間の企業努力を求めるときに、そのことにはまったく触れないのですか。私はそのことを聞いたのです。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

これは先ほど申しました山之村牧場の算定をするときに、あくまで損益計算書上の努力目標ということで計算をするようにということで設定をさせていただきましたので、他の施設につきましても同様の取り扱いをさせていただいております。

○17番（籠山恵美子）

その不足分が何でもかんでもそれは必要ないなんて言う立場ではありませんので、きちんと納得のいく行政側の指導の仕方と、それから説明と、その支援の中身の説明があれば、私たちはこういうのを見て承認をしていくもんですからね。まず納得のいく分かりやすい説明がほしいわけですよ。で、いかがですか。その補助金のやり方というのは分かりました。山之村のことも例に挙げて説明されて分かりましたが、例年決まった、ほとんど決まった額で出している指定管理料が特別利益ですか。そのまま放っておいてもいいのですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。



□企画商工観光部長（水上雅廣）

特別という言葉だけを一般的な観念で捉えれば、それは特別かもしれませんが、決算の中で特別といえは通常の売り上げではないわけですから、特別であったって問題はないと思います。一般的な売り上げでなくても、営業外でなくても、特別利益として計上することに問題はないと思っております。

◎議長（菅沼明彦）

質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結し、報告第9号を終わります。

◆日程第10 報告第10号 株式会社季古里の決算報告（第13期）について

◎議長（菅沼明彦）

日程第10、報告第10号、株式会社季古里の決算報告、第13期について、を議題といたします。説明を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、報告第10号についてご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社季古里に関する第13期の経営状況を別紙のとおり報告する。次ページをお願いいたします。

第13期の決算報告書。期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日まででございます。この決算報告書につきましては、5月30日に開催されました株主総会において承認されたものでございます。最初に決算の状況について簡単にご説明いたします。

株式会社季古里は、ホテル季古里、桃源郷温泉すば～ふる、古川ふれあい広場、黒内屋内運動場の4つの施設を管理運営しております。指定管理料につきましては、昨年度より310万円余り減額となっております。

すば～ふるにつきましては、例年のようにりんご風呂や薬草風呂、カラオケ大会、お子様連れの利用者を対象にしたキッズコーナーなど、いろいろと引き続き工夫をいたしましたけれども、入館者は前年比88.5%の66,301人ということになりました。

ホテル季古里につきましては、ホテル宿泊人数は昨年よりも270人ほど増え、宴会人数は昨年並みでしたが、売り上げが前年比3.7%増加し350万円ほどの増額となりました。要因といたしましては、昨年からサッカー合宿の受け入れを1チームに限定し、客室を一般客に限定したために、繁忙期にサッカー合宿の安い単価ではなくて、客単価の上がる一般客で客室を稼働させてきたこと。それから、インバウンドを進めたことによりまして台湾や香港、シンガポールからの外国人観光客が増加したことなどが考

えられます。

古川ふれあい広場につきましては、毎年利用されるクラブチームが固定化しているものの利用人数は増加し、昨年比12%増の16,402人の利用でありました。

黒内屋内運動場につきましては、雨天や冬期間のサッカーや野球の利用、あるいはゲートボール、グラウンドゴルフなどの軽スポーツ関係者が使っていただいておりますけれども、前年比7%増の2,254人の方に利用をいただきました。

季古里全体の売上高につきましては1億4,200万円余りで、昨年に比べ940万円余りの減額となりました。これは昨年国体開催のため、ふれあいグラウンドなどの整備、管理、委託業務として1,500万円ほどを収入していた。それがなくなったということが挙げられます。次ページをお願いいたします。

貸借対照表です。平成26年3月31日現在のものがございます。資産の部、流動資産、1,914万9,708円。内訳は省略させていただきますが、Ⅱ、固定資産、1,339万3,081円。一番下の資産の部合計が3,254万2,789円でございます。

次ページに移りまして、負債の部、流動負債、2,751万3,674円。固定負債200万円。純資産の部、株主資本302万9,115円であります。資本金は変わらず、利益剰余金は、マイナス107万885円でございます。純資産の部合計が302万9,115円となりまして、負債・純資産の部合計は、資産の部合計と一致するところでございます。次ページをお願いいたします。

損益計算書。平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間でございます。売上高は、1億4,279万6,019円でございます。昨年より大きな減額となっておりますけれども、これは昨年まで指定管理料をこの科目に計上しておりましたことと、先に申しました国体関連の管理委託料が含まれておりましたことによるものでございます。売上原価は、3,083万9,508円であります。販売費及び一般管理費は、1億6,426万7,327円であり、内訳は次ページに掲げております。営業外収益では、以前は売上高に含んでおりました指定管理料を、今回の決算からこの科目に計上することといたしました。なお、昨年の指定管理料は3,204万5,950円でございます。そのほか雑収入として、ふれあい広場の広告看板収入や自動販売機設置協賛金、通訳士の派遣業務委託金、海外商談会や着地型旅行の補助金など483万5,702円を挙げております。経常損失は、1,859万459円となりました。特別利益は、市からの指定管理施設管理補助金でございます。特別損失は、役員退職慰労引当金繰入分でございます。これは退職手当引当金を200万円定めたことによりまして、不足分を追加しているものでございます。当期純損失は、税金を加えた1,025万3,089円となりました。

次ページの販売費及び一般管理費の計算内訳に移りますが、前期と比較し116万円余りの増額となりました。給与手当等では勤務形態や勤務時間を考慮し、臨時社員から

正社員としたことなどによりまして、給与手当、役員報酬、雑給与、従業員賞与、退職金、厚生費、法定福利費などの人件費については、前年よりも370万円余りの増額となっております。旅費交通費は、インバウンドを推進するため台湾や香港への商談費用、これが増えたものでございます。広告宣伝費につきましては、「じゃらん」などの代理店に対する広告費が増加しております。支払手数料については、「じゃらん」や「楽天」利用者の増加に伴い、宿泊予約システム利用料の増加によるものでございます。修繕費は通常の施設修繕を行ったもので、大きな資材等もなく減額となっております。光熱水費は、燃料の高騰に伴うものでございます。備品消耗品費については、グラウンドの芝生、それから種子や砂、除草剤、グラウンド敷材。ホテル関係ではタオルや厨房の消耗品、すば～ふるの関係ではボディソープなどが主なものでございます。委託料の減額については、昨年は国体の関係でグラウンド修繕を受託し、その一部を外注したために発生しておりましたけれども、本年度はそうしたことがございませんでしたので減額となっております。たな卸資産の計算内訳につきましては、消費税や資材価格の上昇といったことを見越して、肥料や種、それから資材等を仕入れたことによりまして、昨年よりも大きく増加をしております。次ページをお願いします。

株主資本等変動計算書です。資本金の当期末残高は410万円。その他利益剰余金合計は、当期純損失の1,025万3,089円を処理しマイナス107万885円となりまして、株主資本合計および純資産の部の合計は、302万9,115円となっております。次ページは、会計上の処理の注記でございますので省略をさせていただきます。最後のページに監査報告書を掲載しておりますので、お願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここでお諮りいたします。あと12時よりガラコンサートがあります。そういうことで、質疑につきましては昼からお願いをしたいと思います。暫時休憩をいたしまして、再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時53分 再開 午前11時58分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開します。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ガラコンサートのため、ただ今より臨時に休憩いたします。再開を1時30分といたします。以上でございます。

（ 休憩 午前11時59分 再開 午後1時30分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開します。午前中説明のありました報告第10号、株式会社季古里の決算報告、第13期について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

前期は国体があったということで、ちょっと特別な1年だったと思いますけれども、この今回の決算期の収支を見ていますと指定管理料が今回入りまして、特別利益の補助金収入を足しても3,006,7万円ですか、ぐらい投入しても1,000万ほどの赤字が出たということですから、特別な時期ではなく通常こういうふうに行っていると、これからはこういう状態なのかなという心配はありますが、特にこの年これほどの指定管理料を入れても赤字が出たという大きな要因というものを、もうちょっと詳しく説明願えますか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁と求めます。

□副市長（白川修平）

株式会社季古里につきましては二つ、詳細にはグラウンド、それから体育施設もあるわけですが、大きな収入源として二つございます。一つはすば～ふる、それからもう一つはホテルでございます。損益計算書を見ていただくと分かるわけですが、すば～ふるの売上高が、前期が3,600万に對しまして、決算額で2,500万ということですば～ふるの売り上げが著しく減少しているということでございます。ホテル季古里につきましては、9,600万の売り上げが9,800万円ということで、営業努力がみられるわけですが、すば～ふるの売り上げが減っている。それからすば～ふるの指定管理料の中には、入湯税の割戻分が含まれております。売り上げが減りますと、当然、入湯税の収入が減るわけでございますので、同額を指定管理料として出すわけですが、これに伴いまして指定管理料も減っているということで、株式会社季古里につきましては、すば～ふるの不振がそのまま会社の不振につながっているということでございます。

○17番（籠山恵美子）

損益計算書を見ますと、明らかに数字にはそうやって出て分かるものですから、その、なぜ1,000万ほどの温泉施設で赤字が出たのかという、その中身ですよ、知りたいのは。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

まず入浴施設につきましては、すば～ふるは飛騨市だけではなくて隣の高山市も含めて先発の入浴施設でございます。したがって、入浴施設としての規模とか、それから新しさそのものが他の施設と比べまして競争力が落ちているということが1点でございます。

二つ目でございますが、老人の割引券を発行しているわけでございますが、これに伴いまして客層が老人に偏っております。しかしながら、新しい新規の入浴者が増えない代わりに、これまで利用していただいた方が高齢によってお風呂にみえなくなったということがございまして、客層が固定している中で高齢化によって入館者が減ったというふうに理解をいたしております。

◎議長（菅沼明彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結し、報告第10号を終わります。

◆日程第11 議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
から

日程第15 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎議長（菅沼明彦）

日程第11、議案第54号から、日程第15、議案第58号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、までの5案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは議案第54号から議案第58号まで一括説明し、意見を求めます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

はじめに、議案第54号でございます。氏名、中村勝之。生年月日、昭和17年8月27日。住所、飛騨市古川町若宮二丁目5番54号。提案理由でございますが、任期満了による候補者推薦でございます。続いて、議案第55号でございます。氏名、水川治一。生年月日、昭和25年1月16日。住所、飛騨市河合町稲越2416番地。提案理由は、同じく任期満了による候補者推薦で再任でございます。続きまして、議案第56号、氏名、若田静壽。生年月日、昭和24年11月12日。住所、飛騨市宮川町大無雁87番地1。提案理由は、同じく任期満了による候補者推薦で再任でございます。続きまして議案第57号、氏名、服部宗純。生年月日、昭和26年1月1日。住所、飛騨市神岡町麻生野291番地。提案理由、任期満了による候補者推薦で再任でございます。続いて議案第58号、氏名、森本晴男。生年月日、昭和29年11月7日。住所、飛騨市古川町金森町5番33号。提案理由でございますが、任期満了による候補者推薦で新任でございます。なお、略歴につきましては、それぞれの裏面に記載のとおりでございますのでよろしく願いをいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

説明が終わりましたので、これより一括質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第54号から議案第58号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第58号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより自由討議を行います。議案番号を告げて行ってください。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。議案番号を告げて行ってください。討論はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。最初に、議案第54号について採決します。お諮りいたします。中村勝之君の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任であることにご異議ござい

せんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

続いて、議案第55号について採決いたします。お諮りいたします。水川治一君の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任であることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

続いて、議案第56号について採決します。お諮りいたします。若田静壽君の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任であることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決定しました。

続いて、議案第57号について採決いたします。お諮りいたします。服部宗純君の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任であることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

続いて、議案第58号について採決いたします。お諮りいたします。森本晴男君の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任であることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

◆日程第16 議案第59号 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
から

日程第37 議案第80号 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算  
(補正第1号)

◎議長(菅沼明彦)

日程第16、議案第59号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例についてから、日程第37、議案第80号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第1号までの22議案につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。本案について、説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは私のほうから、議案第71号から議案第80号にて提案をしております補正予算の審議をお願いするに当たり、その概要について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、「飛騨市の確かな自立と更なる飛躍」を目指し、それを具現化するために必要な施策について、当初予算を補完し充実を図る事業にかかる経費を中心に計上したほか、国等の補助金内示により事業費に変更が生じたもの、人事異動に伴う人件費の調整等を計上しております。

主要な取り組みとして、災害対策用多目的テントを購入するための費用、レールマウンテンバイク溪谷コース整備に係る費用、また、着地型観光のプロモーション活動をより充実させる費用を計上しております。

一般会計歳入の主なものは、事業の内示などに伴う関連補助金の調整と市債の調整で、不足する財源を財政調整基金繰入金で調整をしております。国庫支出金では、土木費国庫補助金の内示状況に鑑み、5,339万円を減額。県支出金では、森林・環境基金事業補助金として335万9,000円を計上。諸収入では、森林総合研究所分収造林管理に対する受託事業収入として400万円。また、雑入に、消防団員退職報償金として2,343万4,000円を計上いたしました。市債では、総務管理費に計上した諸事業の財源として、過疎債150万円、合併特例債1億6,790万円を追加し、土木費に係る国庫補助金の内示状況に鑑み、過疎債6,240万円を減額し、合併特例債3,190万円を追加して財源調整をいたしました。

一般会計の歳出については、当初予算を補完し、必要な施策に対応するための補正といたしました。そのほか、今回は飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う報酬ならびに職員の定期人事異動に伴う人件費の調整を併せて計上しております。総務費では、LED防犯灯取替補助金を地区要望の増加に対応するため200万円を追加いたしました。また、宝くじ助成を活用した、宮川町6地区の災害対策用多目的テント購入に210万円を計上いたしました。レールマウンテンバイク溪谷コース整備事業として、旧神岡鉄道の橋りょう、トンネル等の安全対策調査と工事に要する経費として、1億8,107万円を計上いたしました。

民生費では、臨時福祉給付金事業および子育て世帯臨時特例給付金事業の給付事務に係る経費として162万5,000円を計上いたしました。

衛生費では、昨年来から大発生をしておりますマイマイガによる公共施設の被害軽減に係る経費として80万円を計上しております。



農林水産業費では、里山環境・森林整備事業における補助金の内示に伴い、鳥獣害対策としての緩衝帯設置のための間伐およびナラ枯れ対策等に要する経費として547万円を計上しております。また、宮川町森安地内にある森林総合研究所分収造林地における作業路開設の受託事業として400万円を計上しております。

商工費では、観光費に、着地型観光コンテンツのさらなる情報発信のためのプロモーション活動を展開する委託料として345万6,000円を計上したほか、観光施設の改修費用として、1,680万円を計上いたしました。また、JR高山本線開業80周年記念事業のタイアップイベントに要する経費として委託料100万円を追加計上しております。土木費では、国庫補助金の内示状況に鑑み、社会資本整備総合交付金事業を、1億6,364万2,000円減額し、道整備交付金事業は1億899万円を増額。また、住宅費についても、住宅・建築物安全ストック形成事業について1,350万円を減額しております。

消防費では、消防団員退職報償金の確定に伴い、2,678万6,000円を計上しております。

教育費では、神岡町公民館の自動防煙防火設備の改修費用として、920万円を計上しております。また、古川祭屋台保存修理に係る補助金70万5,000円を計上しているところでございます。

今回の補正において、一般会計補正額は1億4,990万6,000円を増額。前年度同期に比べ1.5%減の、予算総額163億8,990万6,000円となっております。また、特別会計は合計で746万1,000円の減額、企業会計は合計で413万1,000円の減額となります。以上をもちまして、提案説明を終わります。よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

今回提案させていただきます条例などの概要につきまして説明いたします。

議案第59号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市の各種非常勤の特別職職員の整理などに伴い改正を行うものでございます。

議案第60号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、今回改正するものでございます。

議案第61号、飛騨市ふるさとエントランス施設条例の一部を改正する条例につきましては、指定管理施設とすることができる規定を設けることに伴う改正でございます。

議案第62号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改

正に伴い改正を行うものでございます。

議案第63号、飛騨市指定金融機関の指定の変更につきましては、輪番制指定に伴い指定金融機関を変更するものでございます。

議案第64号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防法施行令の一部改正に伴い改正をするものでございます。

議案第65号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、公民館施設などの使用料見直しに伴い改正を行うものでございます。

議案第66号、第67号および第68号、字区域の変更につきましては、地域調査事業に伴い字区域の変更を行うものでございます。

議案第69号および第70号、市道路線の廃止および認定につきましては、宇津江杉崎バイパスの整備に伴い、市道の廃止および認定をするものでございます。

以上をもちまして、条例などの概要説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で、条例の一部改正、平成26年度補正予算等の提案説明が終わりました。ただ今提案説明のありました議案第59号から議案第80号までの22案件につきましては、6月17日から6月19日までの3日間、質疑を予定いたしております。質疑のある方は、発言通告書によりお願いたします。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、6月10日から6月16日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、6月10日から6月16日までの7日間は、議案精読のため休会とすることに決しました。なお、質疑、一般質問の発言通告書は、6月11日、水曜日、午前10時が締切りでありますのでお願いたします。

◆散会

◎議長（菅沼明彦）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会いたします。

（ 散会 午後1時53分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

菅 沼 明 彦

飛騨市議会議員（4番）

洞 口 和 彦

飛騨市議会議員（5番）

野 村 勝 憲